配当公告

岩手県北上市村崎野一六地割二四番地八
　破産者　有限会社タカコウ精機

右の者に対する盛岡地方裁判所令和六年（フ）第一二一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金九九、〇一三、六〇一円
一、配当することのできる金額　金一三、二四六、八一四円

令和八年六月一日
岩手県盛岡市本町通一丁目一〇番七号マルモビル二階
破産管財人　川上　博基